

みんなの社労士合格塾

厚生年金保険法

早回し過去問論点集

2019 年版

□ 2以上の船舶の船舶所有者が同一である場合には、当該2以上の船舶を1つの適用事業所とすることができる。このためには厚生労働大臣の承認を得なければならない。

[誤り H30年 1A]

⇒「承認は不要である。」

[POINT] 法律上当然に、1つの適用事業所とされるので、厚生労働大臣の承認は必要ありません。

●適用事業の一括

船舶以外	船舶
厚生労働大臣の承認	法律上当然に一括

□ 船員法に規定する船員として船舶所有者に2か月以内の期間を定めて臨時に使用される70歳未満の者は、当該期間を超えて使用されないときは、厚生年金保険の被保険者とならない。[誤り H30年 1B]

⇒「なる。」

[POINT]

臨時に使用される者であっても、船舶所有者に使用される船員に関しては、当初から被保険者になります。

●船員に関しては、雇用期間の長短に関わらず、最初から被保険者。

□ 昭和9年4月2日以後に生まれた老齢厚生年金の受給権者に支給される配偶者の加給年金額に加算される特別加算の額は、受給権者の生年月日に応じて33,200円に改定率を乗じて得た額から165,800円に改定率を乗じて得た額の範囲内であって、受給権者の生年月日が早いほど特別加算の額は大きくなる。

[誤り H30年 1C]

⇒「遅いほど特別加算の額は大きくなる。」

[POINT] 老齢厚生年金の配偶者にかかる加給年金額には、受給権者の生年月日に応じて、さらに配偶者特別加算額が加算されます。

生年月日	法定額
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	33,200円 × 改定率
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	66,300円 × 改定率
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	99,500円 × 改定率
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	132,600円 × 改定率
昭和18年4月2日以後に生まれた者	165,800円 × 改定率

□ 加給年金額の対象者がある障害厚生年金の受給権者（当該障害厚生年金は支給が停止されていないものとする。）は、原則として、毎年、厚生労働大臣が指定する日（以下「指定日」という。）までに、加給年金額の対象者が当該受給権者によって生計を維持している旨等の所定の事項を記載し、かつ、自ら署名した届書を、日本年金機構に提出しなければならないが、当該障害厚生年金の裁定が行われた日以後1年以内に指定日が到来する年は提出を要しない。なお、当該障害厚生年金の受給権者は、第1号厚生年金被保険者期間のみを有するものとする。

[正解 H30年 1D]

[POINT]

原則	例外
1年に1回	裁定時に確認するので、最初の1年間は確認は必要なし

□ 被保険者の死亡により、その妻と子に遺族厚生年金の受給権が発生した場合、子に対する遺族厚生年金は、妻が遺族厚生年金の受給権を有する期間、その支給が停止されるが、妻が自己の意思で妻に対する遺族厚生年金の全額支給停止の申出をしたときは、子に対する遺族厚生年金の支給停止が解除される。

[誤り H30年 1E]

⇒「解除されない。」

配偶者と子は、第1順位者（同順位）のために調整が必要になります。（配偶者が優先）

[POINT] 子に対する遺族厚生年金

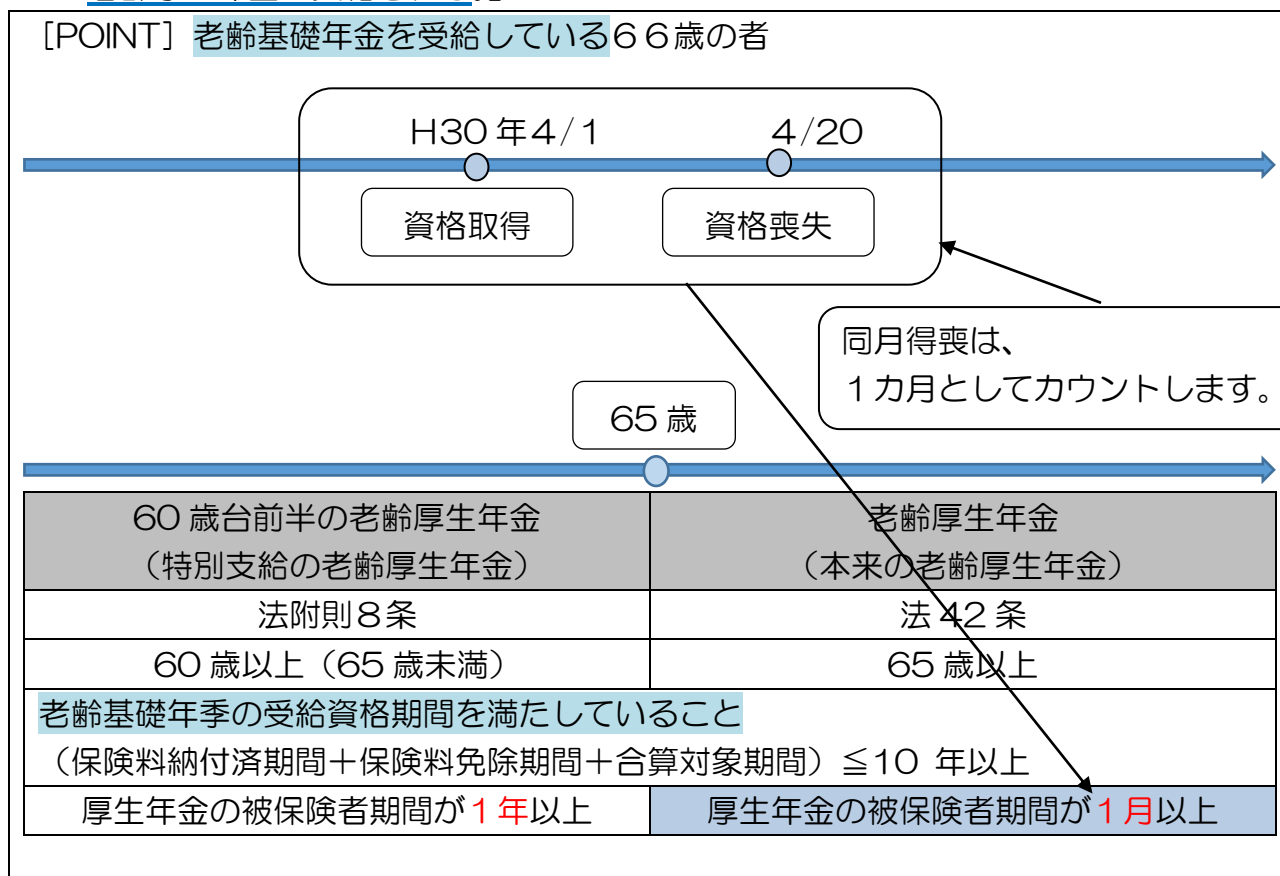
原則	例外
配偶者が遺族厚生年金の受給権を有する期間、支給停止	配偶者に対する遺族厚生年金が、 ①支給開始年齢に係る支給停止になる場合 ②子のみが遺族基礎年金の受給権を有する所定の場 ③配偶者の所在が1年以上明らかでない場合 ⇒支給停止期間は、子に支給されます。

ただし、配偶者（妻・夫）が、自己の意思で遺族厚生年金の全額支給停止の申出をしたとき
⇒停止解除されない。

□ 老齢基礎年金を受給している66歳の者が、平成30年4月1日に被保険者の資格を取得し、同月20日に喪失した（同月に更に被保険者の資格を取得していないものとする。）。当該期間以外に被保険者期間を有しない場合、老齢厚生年金は支給されない。

〔誤り H30年 2ア〕

⇒「老齢厚生年金は支給される。」



□ 在職老齢年金の仕組みにより支給停止が行われている老齢厚生年金を受給している65歳の者が、障害の程度を定めるべき日において障害手当金に該当する程度の障害の状態になった場合、障害手当金は支給される。

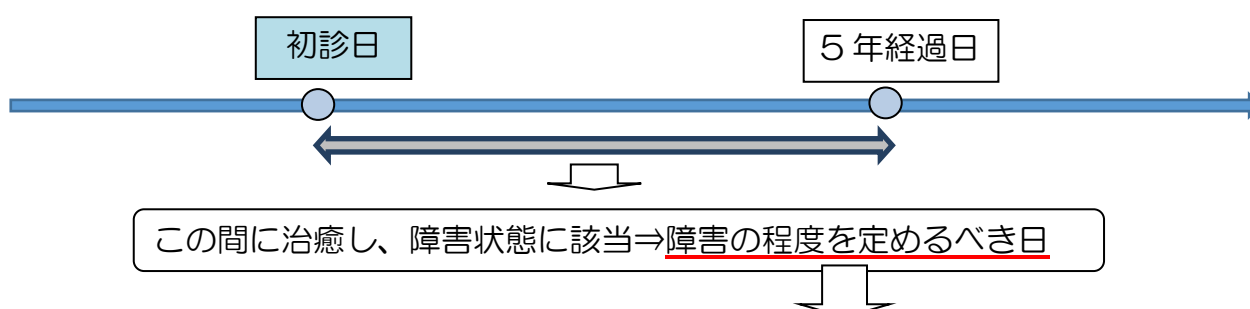
[誤り H30年 2イ]

⇒ 「障害手当金は支給されない。」

[POINT]

● 障害手当金の支給要件

- ① 初診日に厚生年金加入者であること。
- ② 保険料納付要件を満たしていること。
- ③ 初診日から5年を経過するまでにその傷病が治った日に障害状態に該当すること。



「障害の程度を定めるべき日」に下記に該当する場合は、障害手当金不支給

- ① 厚生年金保険法の年金たる保険給付の受給権者
- ② 国民年金法による年金たる給付の受給権者
- ③ 労働基準法または労働者災害補償保険法、公務員の各種災害補償法等により障害補償を受ける者

□ 特別支給の老齢厚生年金の受給権者（第1号厚生年金被保険者期間のみを有する者とする。）が65歳に達し、65歳から支給される老齢厚生年金の裁定を受けようとする場合は、新たに老齢厚生年金に係る裁定の請求書を日本年金機構に提出しなければならない。

[正解 H30年 2ウ]

[POINT]

失権事由	
① 死亡 ② <u>65歳に到達</u>	① 死亡

● 特別支給の老齢厚生年金と本来の老齢厚生年金は、別の年金です。従って、それぞれ裁定請求が必要になります。

□ 第1号厚生年金被保険者に係る保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとされている。

[正解 H30年 2エ]

[POINT] 国税及び地方税に次ぐ3番手になります。

□ 障害厚生年金は、その受給権が20歳到達前に発生した場合、20歳に達するまでの期間、支給が停止される。

[誤り H30年 2オ]

⇒ 「支給が停止されない。」

[POINT]

- 国民年金…20歳から支給（「20歳障害前の障害基礎年金」も20歳から支給）
- 厚生年金…年齢は問いません。

□ 保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない。当該被保険者であった期間に係る被保険者の資格の取得について、厚生年金保険法第31条第1項の規定による確認の請求があった後に、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したものであるときも同様に保険給付は行わない。

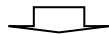
[誤り H30年 3ア] ⇒ 「保険給付は行われる。」

[POINT] 時効による給付制限

● 前半の論点…「時効による給付制限」の原則

「保険料を徴収する権利が時効によって消滅」とは、

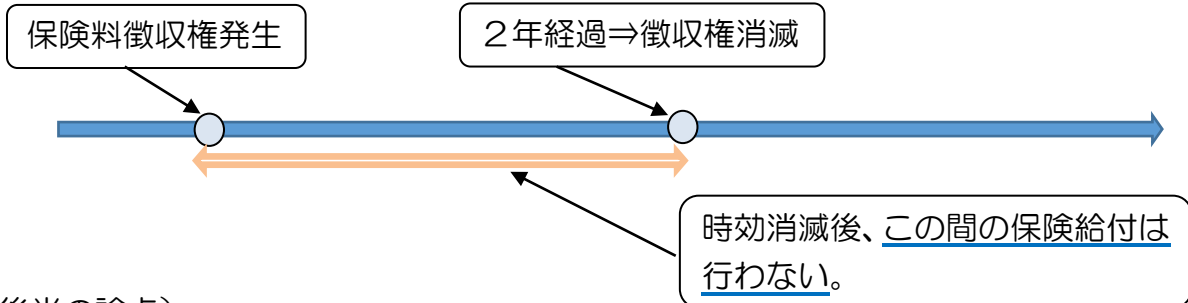
- 保険料の納付は、一般的に、口座振替により行われますが、現金での振り込みも可能です。事業主が、厚生年金の保険料を未納状態のまま2年が経過すると時効により、保険料を徴収する権利が消滅。(実務上は、行政から催告が来るので時効が中断されます。)
- 事業主が資格取得届の届出漏れが2年以上あった場合、時効が消滅しているので遡って保険料の納付はできない場合。



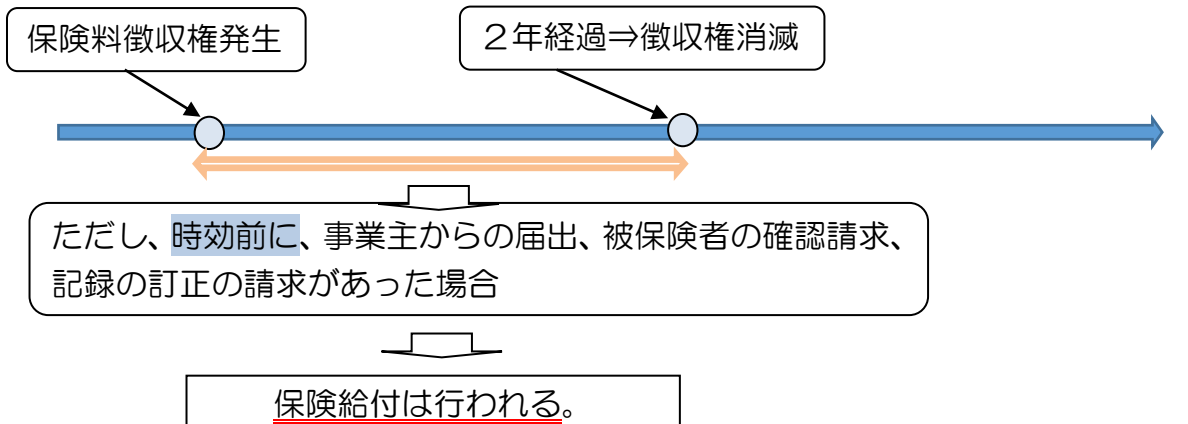
保険料を徴収する権利が時効により消滅した場合は、その間、保険給付の事由が生じても保険給付は行わない。

● 後半の論点…「時効による給付制限」の例外

(前半の論点)



(後半の論点)



- 行政（債権者）からの請求等ではないので、時効の中断とは異なります。

□ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律の施行日（平成19年7月6日）において厚生年金保険法による保険給付を受ける権利を有する者について、厚生年金保険法第28条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で当該保険給付を受ける権利に係る裁定が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利について当該裁定の日までに消滅時効が完成した場合においても、当該権利に基づく保険給付を支払うものとされている。

[正解 H30年 3イ]

[POINT] 年金時効特例法の施行日（平成19年7月6日）からの問題です。
平成19年に発覚した「消えた年金問題」を契機に施行された法律
（国民年金・厚生年金共通）
年金記録ミスが原因（行政側のミス）で、年金記録を発見した場合

改正前	改正後
5年前しか遡れない（時効）	5年を超える分についても、特例給付として年金の給付が可能に

- 受給権者自ら裁定請求を忘れて受給できなかった分に関しては、時効により、5年間のみ遡り可能。
- 長文の場合はキーワードを見つけながら、後半の部分をメインに内容を確認していきます。

□ 年金たる保険給付を受ける権利の時効は、当該年金たる保険給付がその全額につき支給を停止されている間であっても進行する。

[誤り H30年 3ウ]

⇒「進行しない。」

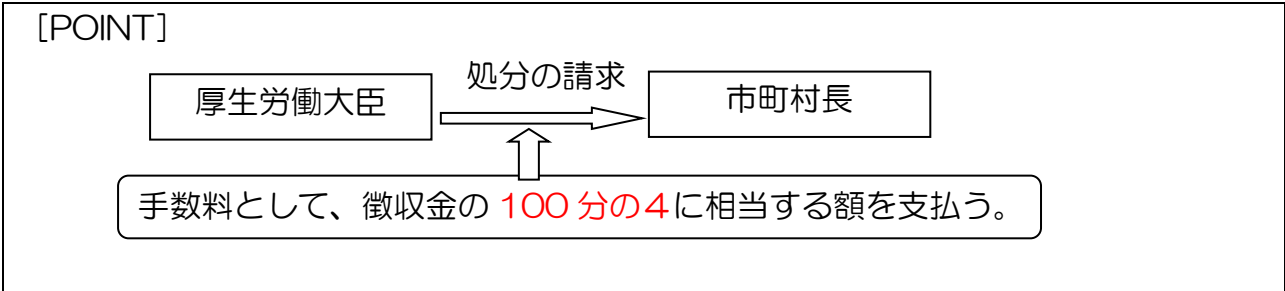
[POINT] 年金たる保険給付を受ける権利の時効

全額停止の場合	一部停止の場合
時効の進行は停止	時効は進行

時効の中断（時効中断は、最初に戻ってリスタート）とは異なります。
時効の進行の停止は、1時停止のイメージです。）

□ 厚生年金保険法第86条の規定によると、厚生労働大臣は、保険料の納付義務者が保険料を滞納したため期限を指定して督促したにもかかわらずその期限までに保険料を納付しないときは、納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、区又は総合区とする。以下同じ。）に対して、その処分を請求することができ、当該処分の請求を受けた市町村が市町村税の例によってこれを処分したときは、厚生労働大臣は、徴収金の100分の4に相当する額を当該市町村に交付しなければならないとされている。

[正解 H30年 3工]



□ 脱退一時金は、最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日）から起算して2年を経過しているときは、請求することができない。

[正解 H30年 3才]



[POINT] 脱退一時金の不支給事由

- ① 日本国内に住所を有するとき。
- ② 障害厚生年金その他政令で定める保険給付の受給権を有したことがあるとき。
- ③ 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日）から起算して2年を経過しているとき。
- ④ この法律による年金たる保険給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令の適用を受ける者又は当該外国の法令の適用を受けたことがある者であつて政令で定めるものであるとき。

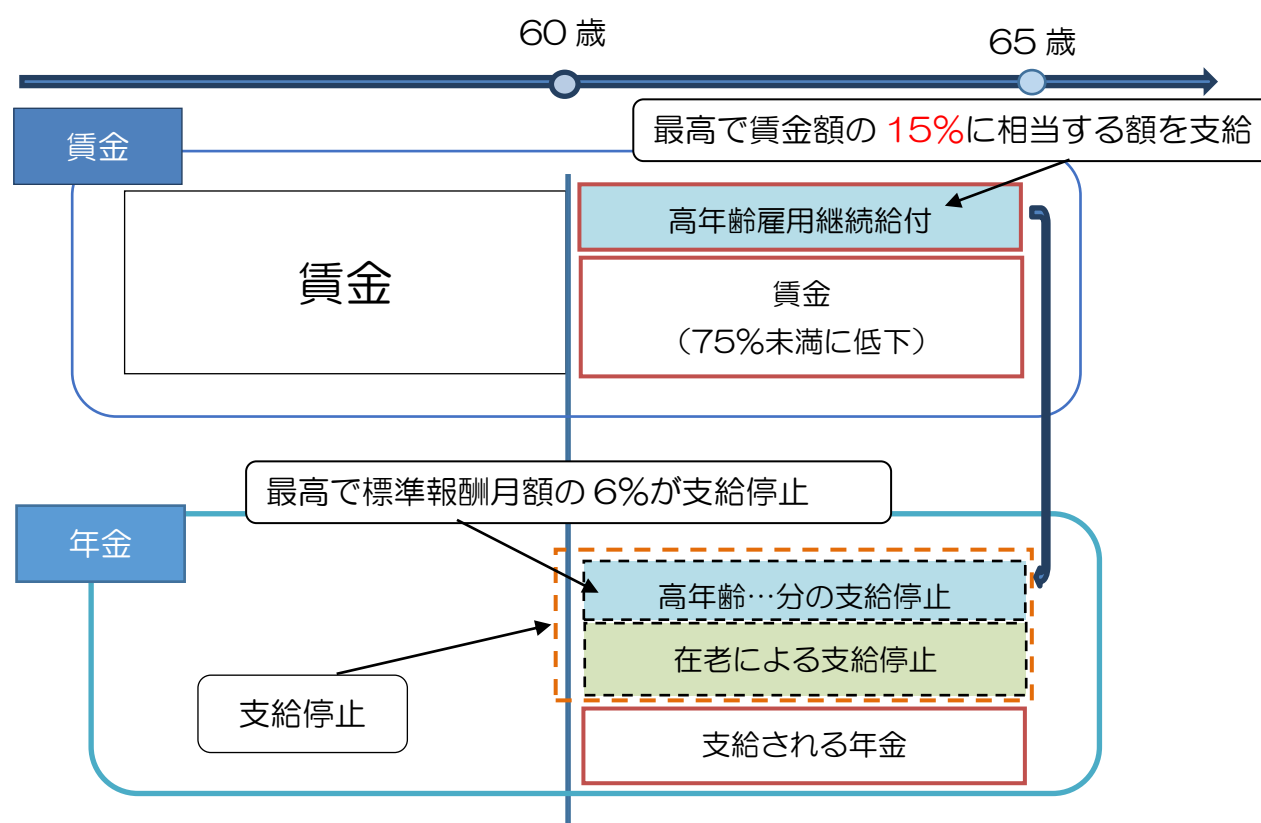
遺族厚生年金の受給権を有しても、脱退一時金は、支給されます。
（自ら保険料を納付したわけではないため）

□ 在職老齢年金の仕組みにより支給停止が行われている特別支給の老齢厚生年金の受給権を有している63歳の者が、雇用保険法に基づく高年齢雇用継続基本給付金を受給した場合、当該高年齢雇用継続基本給付金の受給期間中は、当該特別支給の老齢厚生年金には、在職による支給停止基準額に加えて、最大で当該受給権者に係る標準報酬月額の10%相当額が支給停止される。

[誤り H30年 4ア]

⇒ 「6%相当額が支給停止される。」

[POINT] 在職老齢年金と高年齢雇用継続基本給付金との調整



● 高年齢雇用継続基本給付金の受給期間中は、当該特別支給の老齢厚生年金には、在職による支給停止基準額に加えて、最大で当該受給権者に係る標準報酬月額の6%相当額が支給停止されます。(標準報酬月額の6%停止)

□ 第1号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の受給権者（加給年金額の対象者があるものとする。）は、その額の全部につき支給が停止されている場合を除き、正当な理由なくして、厚生年金保険法施行規則第35条の3に規定する加給年金額の対象者がある老齢厚生年金の受給権者に係る現況の届書を提出しないときは、当該老齢厚生年金が支給停止され、その後、当該届書が提出されれば、提出された月から支給停止が解除される。

〔誤り H30年 4イ〕

⇒「当該老齢厚生年金の支払が一時差し止められ、その後、当該届書が提出されれば、さかのぼって差し止分が支払われる。」

〔POINT〕 長文ですが、キーワードは2つです。

正当な理由なく、加給年金額の対象者がある老齢厚生年金の
受給権者に係る現況の届書を提出しないときは



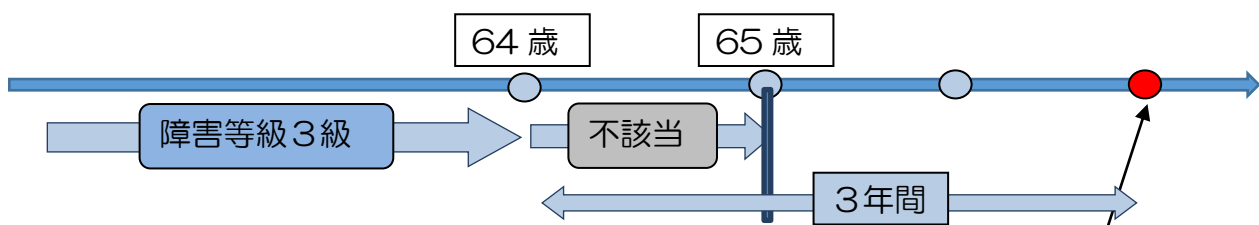
当該老齢厚生年金の支払が一時差し止められ、その後、当該届書が提出されれば、さかのぼって差し止分が支払われる。

命令に従わない	届出を提出しない
支給停止	一時差止

□ 障害等級3級の障害厚生年金の受給権者であった者が、64歳の時点で障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなったために支給が停止された。その者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しないまま65歳に達したとしても、その時点では当該障害厚生年金の受給権は消滅しない。

[正解 H30年 4ウ]

[POINT]



原則	例外
65歳に達したときに、 障害厚生年金の受給権は消滅。	65歳に達した日に、 <u>障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく3年を経過していない場合</u> ⇒ <u>3年経過時点で消滅</u>

□ 2つの被保険者の種別に係る被保険者であった期間を有する者に、一方の被保険者の種別に係る被保険者であった期間に基づく老齢厚生年金と他方の被保険者の種別に係る被保険者であった期間に基づく老齢厚生年金の受給権が発生した。当該2つの老齢厚生年金の受給権発生日が異なり、加給年金額の加算を受けることができる場合は、遅い日において受給権を取得した種別に係る老齢厚生年金においてのみ加給年金額の加算を受けることができる。[誤り H30年 4工]

⇒「早い日において」

[POINT] 例えば、サラリーマンだった期間と地方公務員だった期間がある場合、被保険者であった期間が2種類になります。(第1号厚生年金被保険者期間と第3号厚生年金被保険者期間)

[被保険者の種別]

①第1号厚生年金被保険者	②第2号厚生年金被保険者	③第3号厚生年金被保険者	④第4号厚生年金被保険者
②～④の被保険者以外の厚生年金保険の被保険者(民間被用者)	国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者	地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者	私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金保険の被保険者

2以上の種別の被保険者であった期間がある場合

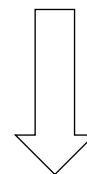
- 老齢厚生年金の額に関しては、それぞれの種別の被保険者期間ごとに年金額を計算。
- 加給年金に関しては、簡便的に権利発生の早い順に行います。

□ 繰上げ支給の老齢厚生年金を受給している者であって、当該繰上げの請求があった日以後の被保険者期間を有する者が65歳に達したときは、その者が65歳に達した日の属する月前における被保険者であった期間を当該老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、65歳に達した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

[正解 H30年 4才]

[POINT] 老齢厚生年金を受給中に厚生年金の被保険者として支払った保険料

原則	例外
退職するまで年金額に反映しない。	<ul style="list-style-type: none"> ● 65歳到達時改定 ● 70歳到達時改定



退職後に再就職することなく1カ月を経過した日の属する月から年金額を改訂

65歳到達時改定	70歳到達時改定
<p>報酬比例部分 65歳 老齢厚生年金</p>	<p>老齢厚生年金 70歳 老齢厚生年金</p>
<p>65歳になると、60歳台前半の老齢厚生年金が失権。 退職をしていなくても退職をしたものとみなして、「退職時改定」と同様に増額改定されます。</p>	<p>70歳になると老齢厚生年金を受給している人は、厚生年金の被保険者資格を喪失。 実際には退職をしなくても「退職時改定」と同様に増額改定されます。</p>

□ 任意適用事業所を適用事業所でなくするための認可を受けようとするときは、当該事業所に使用される者の3分の2以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請することとされている。なお、当該事業所には厚生年金保険法第12条各号のいずれかに該当し、適用除外となる者又は特定4分の3未満短時間労働者に該当する者はいないものとする。

[誤り H30年 5A]

⇒ 「4分の3以上の同意を得て」

[POINT] 任意適用事業所	
任意適用事業所になる要件	任意適用事業所でなくす要件
従業員（適用除外に該当する者を除く。） の <u>2分の1</u> 以上の同意	従業員（適用除外に該当する者を除く。） の <u>4分の3</u> 以上の同意
厚生労働大臣認可	

□ 厚生年金保険法第78条の14第1項の規定による3号分割標準報酬改定請求のあった日において、特定被保険者の被扶養配偶者が第3号被保険者としての国民年金の被保険者の資格（当該特定被保険者の配偶者としての当該資格に限る。）を喪失し、かつ、離婚の届出はしていないが当該特定被保険者が行方不明になって2年が経過していると認められる場合、当該特定被保険者の被扶養配偶者は3号分割標準報酬改定請求をすることができる。

[誤り H30年 5B] ⇒ 「3年」

[POINT]

特定被保険者の被扶養配偶者は、当該特定被保険者と離婚又は婚姻の取消しをしたときその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるときは、厚生労働大臣に対し、特定期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定及び決定を請求（以下「3号分割標準報酬改定請求」という）することができる。

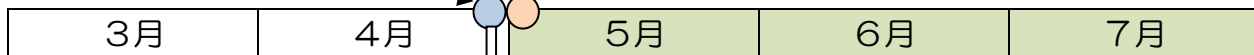
- 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情
- 3号分割標準報酬改定請求のあった日に
特定被保険者が行方不明となって3年が経過していると認められる場合
(離婚の届出をしていない場合に限る)

□ 第1号厚生年金被保険者が月の末日に死亡したときは、被保険者の資格喪失日は翌月の1日になるが、遺族厚生年金の受給権は死亡した日に発生するので、当該死亡者の遺族が遺族厚生年金を受給できる場合には、死亡した日の属する月の翌月から遺族厚生年金が支給される。

[正解 H30年 5C]

[POINT] 遺族厚生年金の受給権の発生日と年金の支給日

● 死亡日：4月30日 被保険者の資格喪失日：5月1日



遺族厚生年金の受給権は、死亡した日（4月30日）に発生

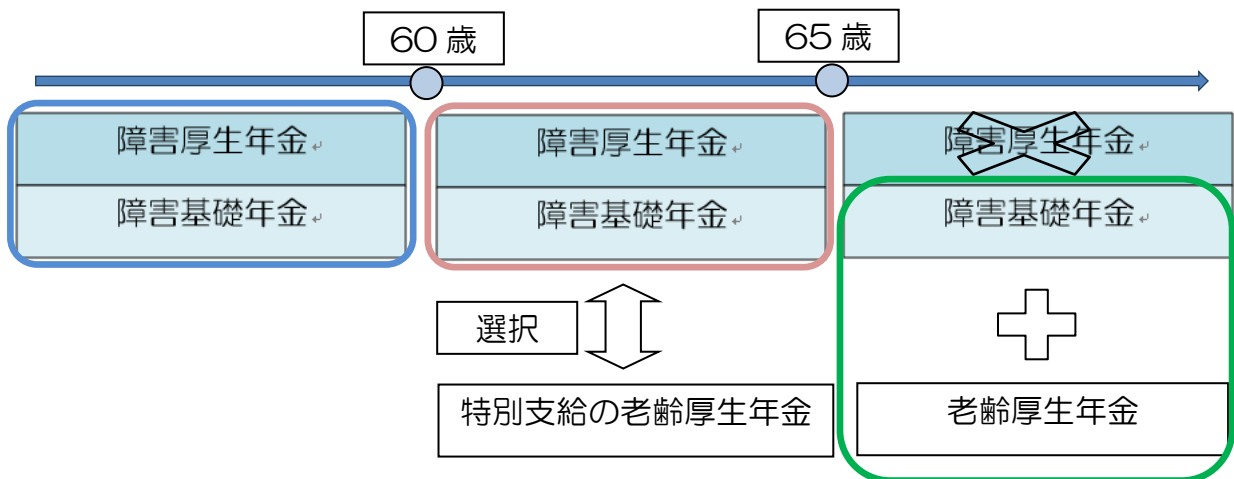
● 年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から開始。

□ 障害厚生年金及び当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権者が60歳に達して特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した場合、当該障害厚生年金と当該特別支給の老齢厚生年金は併給されないのどちらか一方の選択になるが、いずれを選択しても当該障害基礎年金は併給される。[誤り H30年 5D]

[POINT] 併給調整に関する問題です。

併給調整に関しては、原則と例外を押さえて、さらに例外の③の65歳以上の場合の組み合わせを押さえる必要があります。

原則	例外
<div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">1人1年金の原則</div>	① 国民年金の制度内 ⇒老齢基礎年金と付加年金 ② 同一の支給事由の場合 ⇒2階建年金 ③ 異なる支給事由の場合 ⇒65歳以上の場合



- 60歳までは、「障害」という同一の支給事由なので併給されます。(2階建て) (⇒例外の②に該当)
- 60歳～65歳の間は、1人1年金の原則により、どちらかを選択します。
- 65歳以降は、異なる支給事由でも併給可能なケースがあります。

	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
老齢厚生年金	○	② 65歳	×
障害厚生年金	×	○	×
遺族厚生年金	① 65歳	③ 65歳	○

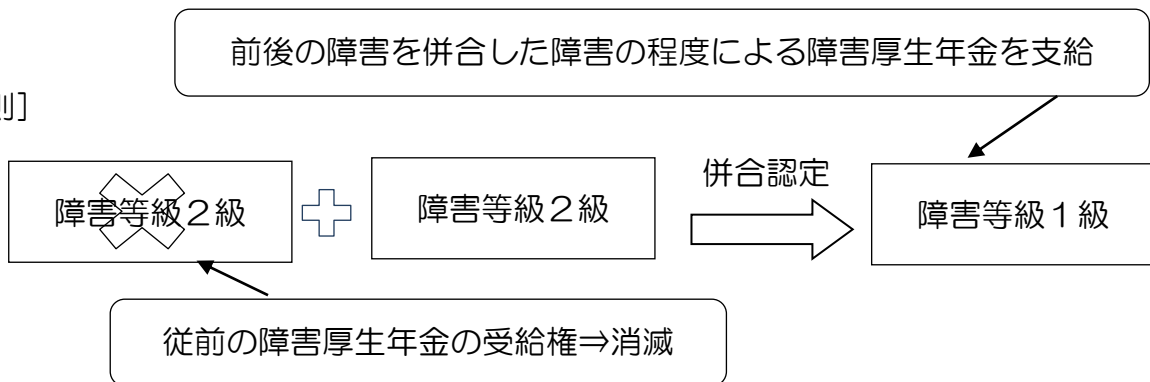
□ 障害等級2級に該当する障害厚生年金の受給権者が更に障害厚生年金の受給権を取得した場合において、新たに取得した障害厚生年金と同一の傷病について労働基準法第77条の規定による障害補償を受ける権利を取得したときは、一定の期間、その者に対する従前の障害厚生年金の支給を停止する。

[誤り H30年 5E]

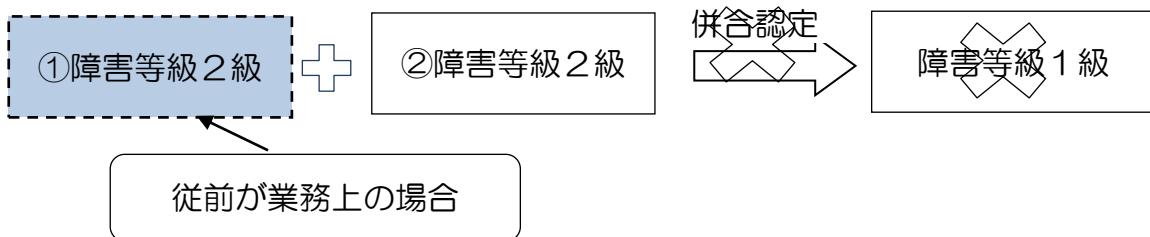
⇒「従前の障害厚生年金を支給する。」

[POINT] 障害厚生年金の併合認定に関する問題で「業務上」が絡んでくる問題です。

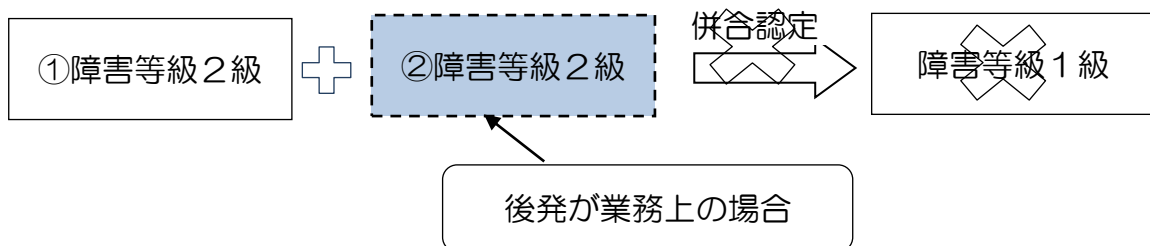
[原則]



[従前が業務上の場合] ⇒併合認定は停止し、①と②を支給



[後発が業務上の場合] ⇒併合認定は停止し、①を支給…設問の場合



● **業務上**の場合で、労基法の補償を受ける場合は、併合認定をせずに、業務上の障害厚生年金の支給を停止します。(支給停止しなければ、過大な保障になるため)

□ 第2号厚生年金被保険者であった者は、その第2号厚生年金被保険者期間について厚生労働大臣に対して厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができない。

[正解 H30年 6A]

[POINT] 年金記録の訂正及び請求が可能なのは、第1号厚生年金被保険者だけになります。

(理由) 当時、年金記録ミスに関しては、社会保険庁が管理していた第2号被保険者(第1号厚生年金被保険者)が対象になります。

(公務員に関しては、各共済組合が管理していたため、第2号厚生年金被保険者は対象外)

□ 第1号厚生年金被保険者であった老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合、その者の死亡により遺族厚生年金を受給することができる遺族は、その死亡した者の厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができるが、その者の死亡により未支給の保険給付の支給を請求することができる者は、その死亡した者の厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができない。 [誤り H30年 6B]

⇒ 「訂正の請求をすることができる。」

[POINT] 未支給の保険給付の支給を請求することができる者は、死亡した者の厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることは可能です。

□ 厚生労働大臣は、訂正請求に係る厚生年金保険原簿の訂正に関する方針を定めなければならない。この方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。

[正解 H30年 6C]

[POINT]

● 年金に加入していた期間や保険料の納付状況など、国の年金記録が事実と異なる場合、年金記録の訂正を国に請求することができ、これを年金記録の「訂正請求」と称します。

請求を受けた厚生労働省(地方厚生(支)局)が調査を行い、請求が認められるときは、年金記録を訂正する決定を行い、訂正後の記録に基づいて年金額を変更します。

地方年金記録訂正審議会は、厚生労働省(地方厚生(支)局長)は、訂正(不訂正)の決定を行うときは、あらかじめ地方年金記録訂正審議会の意見を聞く。

● 厚生労働大臣は、訂正請求に係る厚生年金保険原簿の訂正に関する方針を定めなければならない。この方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問する必要がある。

□ 厚生労働大臣が行った訂正請求に係る厚生年金保険原簿の訂正をしない旨の決定に不服のある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができる。

[正解 H30年 6D]

[POINT] 法 90 条（審査請求）

厚生労働大臣による被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。ただし、第 28 条の4第1項又は第2項の規定による決定については、この限りでない。

行政不服審査法に基づき厚生労働大臣へ審査請求

法 28 条の4（訂正請求に対する措置）

- ① 厚生労働大臣は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る厚生年金保険原簿の訂正をする旨を決定しなければならない。
- ② 厚生労働大臣は、前項の規定による決定をする場合を除き、訂正請求に係る厚生年金保険原簿の訂正をしない旨を決定しなければならない。
- ③ 厚生労働大臣は、前二項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。

□ 厚生年金基金の加入員となっている第1号厚生年金被保険者期間については、厚生労働大臣に対して厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができる。

[正解 H30年 6E]

[POINT] 原簿の訂正（平成 27 年3月1日施行）年金制度における恒常的な手続として、国民年金原簿・厚年金保険原簿の年金記録が誤っている場合に被保険者等が訂正請求できる手続を新たに創設。

国民年金法（第 14 条の2）	厚生年金保険法（法 28 条の 2 第 1 項）
被保険者又は被保険者であった者は、国民年金原簿に記録された自己に係る <u>特定国民年金原簿記録が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、国民年金原簿の訂正の請求をすることができる。</u>	第1号厚生年金被保険者であり、又はあった者は、「厚生年金保険原簿」に記録された自己に係る <u>特定厚生年金保険原簿記録が事実でない、又は厚生年金保険原簿に自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができる。</u>

特定国民年金原簿記録	特定厚生年金保険原簿記録
被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。	第1号厚生年金被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。

□ 財政の現況及び見通しにおける財政均衡期間は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね 100 年間とされている。

[正解 H30年 7A]

[POINT] 「年金あんしん 100 年プラン」に関する内容です。

国民年金法（法4条の3）	厚生年金保険法（法2条の4）
<p>①政府は、少なくとも5年ごとに、<u>保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額</u>その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し（「<u>財政の現況及び見通し</u>」）を作成しなければならない。</p> <p>②前項の財政均衡期間は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね 100 年間とする。</p>	<p>①政府は、少なくとも5年ごとに、<u>保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額</u>その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し（「<u>財政の現況及び見通し</u>」）を作成しなければならない。</p> <p>②前項の財政均衡期間は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね 100 年間とする</p>

□ 厚生年金保険法に基づく保険料率は、国民の生活水準、賃金その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

[誤り H30年 7B]

⇒ 「年金たる保険給付の額は」

[POINT] 法2条の2からの出題です。

国民年金法（法4条）	厚生年金保険法（法2条の2）
<p>この法律による<u>年金の額は</u>、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。</p>	<p>この法律による年金たる<u>保険給付の額は</u>、国民の生活水準、<u>賃金</u>その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。</p>

「賃金」の要素を入れています。

□ 日本年金機構が国の毎会計年度所属の保険料等を収納する期限は、当該年度の3月31日限りとされている。[誤り H30年 7C]

⇒ 「当該翌年度の4月30日限りとされている。」

□ **厚生年金保険制度は**、老齡、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的としている。

[誤り H30年 7D]

⇒「労働者の老齡、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」

[POINT]

国民年金法	厚生年金保険法
<p><u>老齡、障害又は死亡</u>によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的としている。</p>	<p>この法律は、労働者の<u>老齡、障害又は死亡</u>について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする</p>
<p>国民が対象</p>	<p>労働者及び遺族が対象</p>

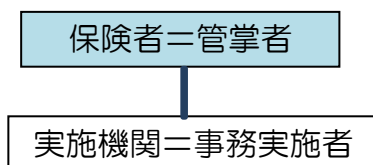
□ 厚生年金保険は、厚生年金保険法に定める実施機関がそれぞれ管掌することとされている。[誤り H30年 7E]

⇒ 「政府が」

[POINT] 法2条

厚生年金保険は、政府が、管掌する。

● 保険の制度を使う法律には、必ず運営主体となる管掌者である保険者が存在します。



法律	保険者
労働者災害補償保険法	● 政府
雇用保険法	
国民年金法	
厚生年金保険法	
健康保険法	● 全国健康保険協会 ● 健康保険組合
国民健康保険法	● 都道府県 ● 国民健康保険組合
船員保険法	● 全国健康保険協会
介護保険法	● 市町村 ● 特別区
高齢者医療確保法	● 後期高齢者医療広域連合

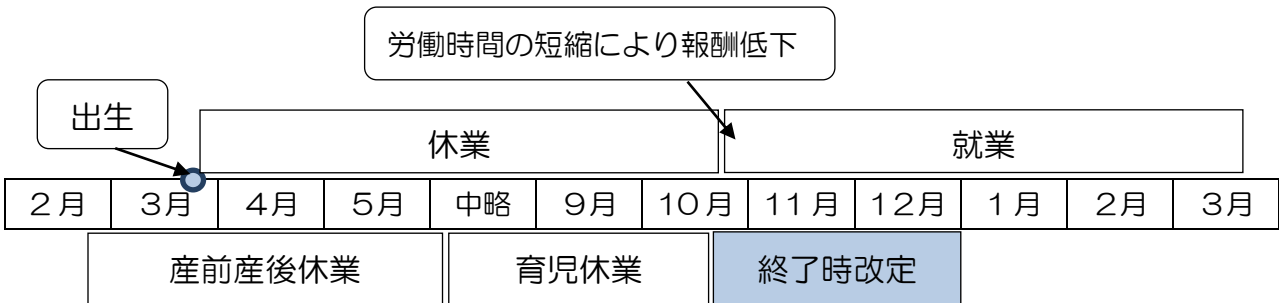
□ 被保険者の配偶者が出産した場合であっても、所定の要件を満たす被保険者は、厚生年金保険法第26条に規定する3歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例の申出をすることができる。

[正解 H30年 8A]

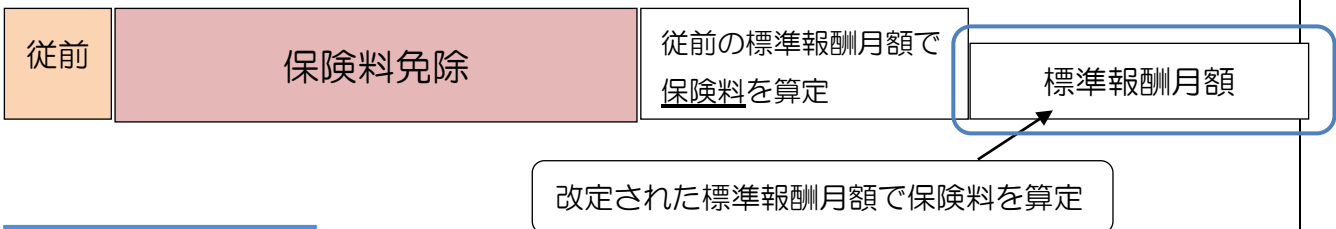
[POINT] 3歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例

3歳未満の子を養育する場合、時間短縮等により報酬が低下することがあり、そのため子を養育する前の標準報酬月額に比べ標準報酬月額が低下することになり、保険料は安くなりますが、同時に将来受け取る年金額も低下してしまうことになります。

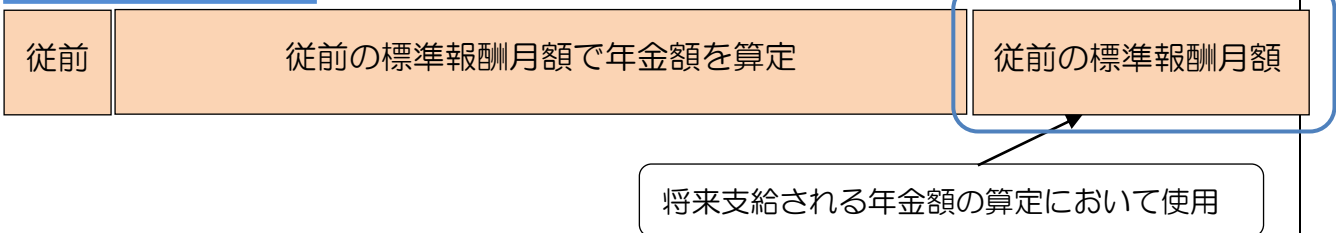
標準報酬月額が従前の標準報酬月額を下回る月については、実際の標準報酬月額ではなく、従前の高い標準報酬月額をもとに報酬比例の年金額を算定するしくみが、3歳未満の子を養育する場合の標準報酬月額の特例。



保険料の算定



年金額の算定



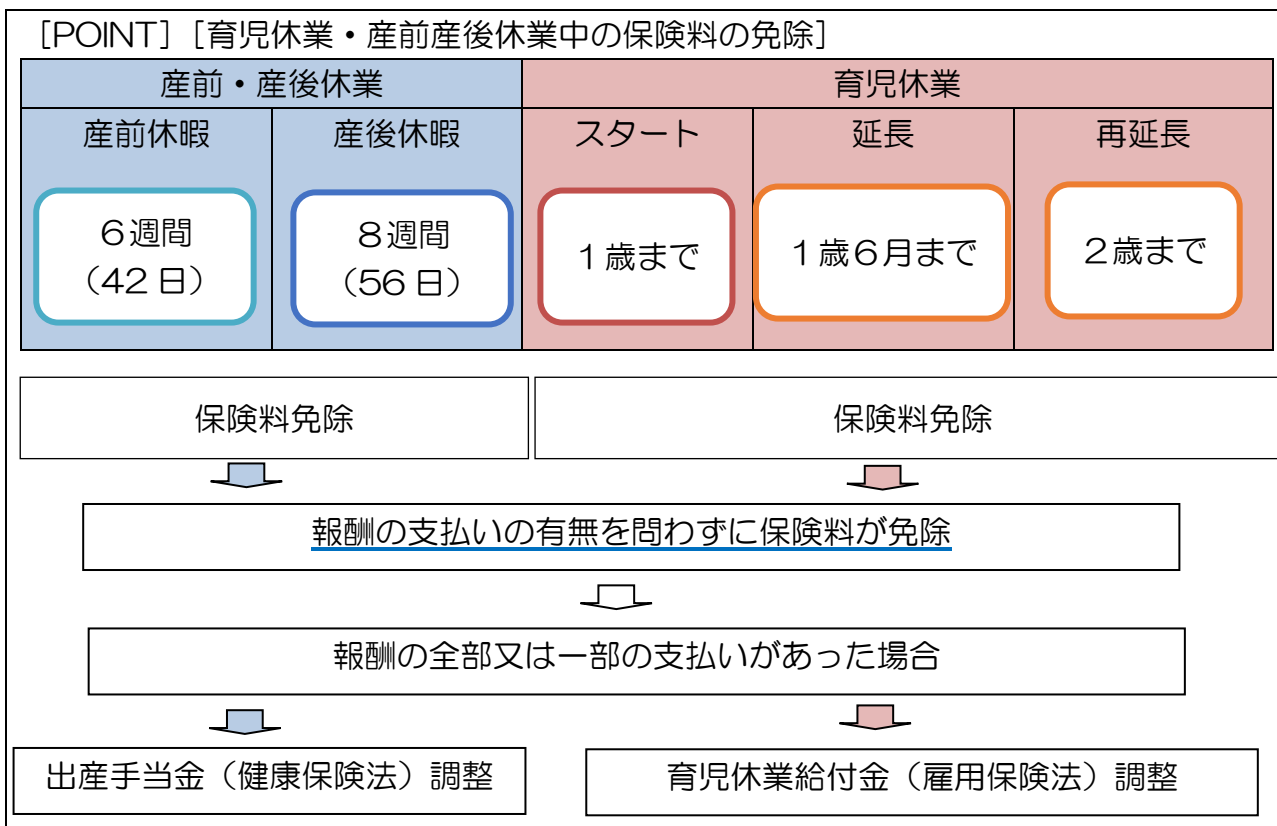
● 育児休業・産前産後期間中の保険料の免除

⇒ 休業を開始した日の属する月からその休業が終了する日の翌日が属する月の前月まで

● 妻が出産した場合でも、夫が育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置により給料が低下した場合、特例の申し出が可能なので正解です。

□ 産前産後休業期間中の保険料の免除の適用を受ける場合、その期間中における報酬の支払いの有無は問われない。

[正解 H30年 8B]



□ 在籍出向、在宅勤務等により適用事業所以外の場所で常時勤務する者であって、適用事業所と常時勤務する場所が所在する都道府県が異なる場合は、その者の勤務地ではなく、その者が使用される事業所が所在する都道府県の現物給与の価額を適用する。

[正解 H30年 8C]

[POINT] 現物給与の価額の適用に係る取扱い（平成 25 年厚生労働省告示第 17 号）

- ① 現物給与の価額の適用に当たっては、被保険者の勤務地（被保険者が常時勤務する場所）が所在する都道府県の現物給与の価額を適用することを原則とすること。
- ② 派遣労働者については、派遣元事業所において社会保険の適用を受けるが、派遣元と派遣先の事業所が所在する都道府県が異なる場合は、派遣元事業所が所在する都道府県の現物給与の価額を適用すること。
- ③ 在籍出向、在宅勤務等により適用事業所以外の場所で常時勤務する者については、適用事業所と常時勤務する場所が所在する都道府県が異なる場合は、その者の勤務地ではなく、その者が使用される事業所が所在する都道府県の現物給与の価額を適用すること。
- ④ トラックの運転手や船員等の常時勤務する場所の特定が困難な者については、その者が使用される事業所が所在する都道府県（船員については当該船員が乗り組む船舶の船舶所有者の住所が属する都道府県）の現物給与の価額を適用すること。

□ 7月1日前の1年間を通じ4回以上の賞与が支給されているときは、当該賞与を報酬として取り扱うが、当該年の8月1日に賞与の支給回数を、年間を通じて3回に変更した場合、当該年の8月1日以降に支給される賞与から賞与支払届を提出しなければならない。

[誤り H30年 8D]

⇒「提出する必要はない。」

[POINT] 通達の改正からの問題です。

「健康保険法及び厚生年金保険法における賞与に係る報酬の取扱いについて」
 昭和 53 年6月 20 日保険発第 72 号・庁保険発第9号) 平成 30 年7月 30 日

● 改正の背景

⇒賞与の名称や支払い内容が、多岐に渡っていることから実態に合わせて改正

法3条	通達（運用上）
賞与とは、 <u>3月を超える期間ごとに支給されるもの</u> （年間3回まで）	「通常の報酬」 「賞与に係る報酬」 「賞与」に分けて規定

毎月	年4回以上	年3回以下
「通常の報酬」として、支給月の報酬月額として扱う。 ただし、 <u>1カ月を超える期間にわたる事由によって算定される賃金等が分割して支給される場合は、通常の報酬ではなく「賞与に係る報酬」として扱う。</u>	「賞与に係る報酬」として <u>1年間の支給額を12で除した額を各月に按分して報酬月額に加算。</u> ↑ 算定基礎届に加算	「賞与」として、標準賞与額を決定。

「賞与支払届」不要

「賞与支払届」必要

(通達)

毎年7月1日現在における賃金、給料、俸給、手当又は賞与及びこれに準すべきもので毎月支給されるもの（「通常の報酬」）以外のものの支給実態が下記のいずれかに該当する場合は、当該賞与は報酬に該当すること。

- ① 賞与の支給が、給与規定、賃金協約等の諸規定によって年間を通じ4回以上の支給につき客観的に定められているとき。「賞与に係る報酬」
- ② 賞与の支給が7月1日前の1年間を通じ4回以上行われているとき。「賞与に係る報酬」

したがって、賞与の支給回数が、当該年の7月2日以降新たに年間を通じて4回以上又は4回未満に変更された場合においても、次期標準報酬月額の時決定（7月、8月又は9月の随時改定を含む。）による標準報酬月額が適用されるまでの間は、報酬に係る当該賞与の取扱いは変わらないものであること。



7月2日以後に支給回数に変更になっても、次の時決定による新しい標準報酬月額がスタートするまでは、報酬扱いのまま。
つまり、賞与支払届の提出は不要ということになります。

□ 第1号厚生年金被保険者に係る保険料は、法人たる納付義務者が破産手続開始の決定を受けたときは、納期前であっても、すべて徴収することができる。

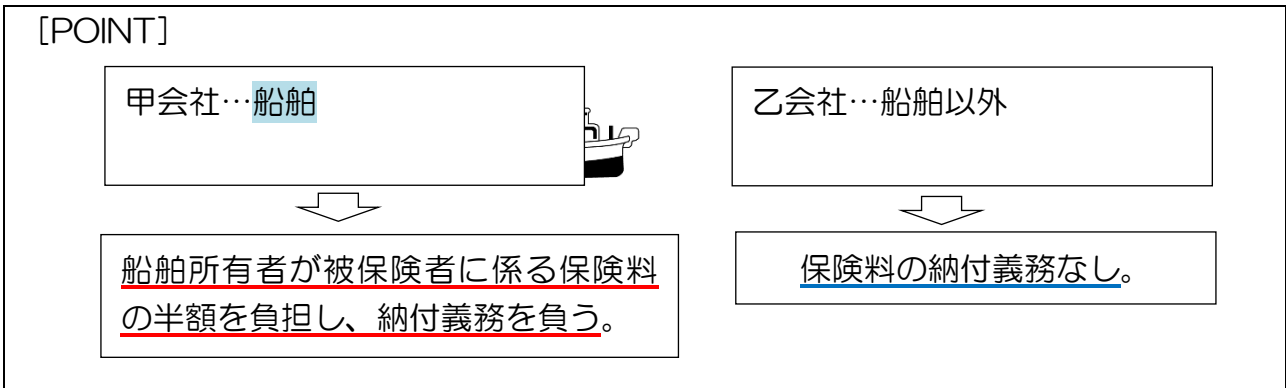
[正解 H30年 8E]

[POINT] 保険料の繰上徴収事由

- ① 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるとき
- ② 強制執行を受けるとき
- ③ 破産手続開始の決定を受けたとき
- ④ 企業担保権の実行手続の開始があったとき
- ⑤ 競売の開始があったとき
- ⑥ その他
 - ・法人たる納付義務者が、解散をした場合
 - ・被保険者の使用される事業所が、廃止された場合
 - ・被保険者の使用される船舶について船舶所有者の変更があった場合、又は当該船舶が滅失し、沈没し、若しくは全く運航に堪えなくなるに至った場合

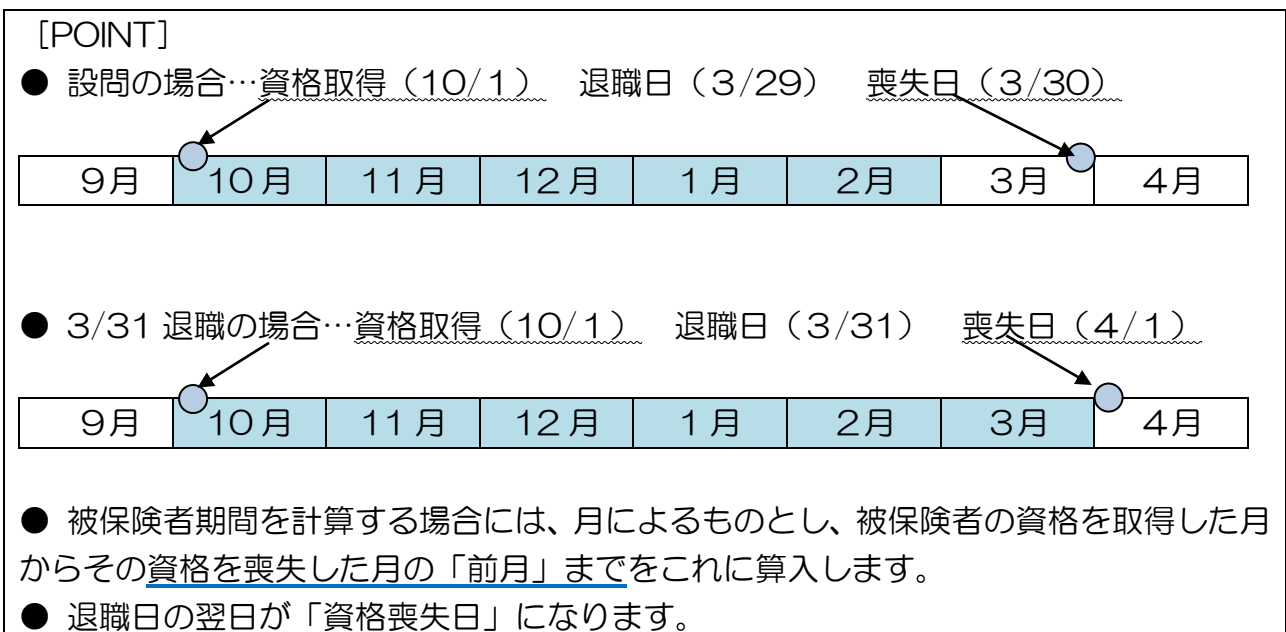
□ 被保険者が厚生年金保険法第6条第1項第3号に規定する船舶に使用され、かつ、同時に事業所に使用される場合においては、船舶所有者（同号に規定する船舶所有者をいう。以下同じ。）以外の事業主は保険料を負担せず、保険料を納付する義務を負わないものとし、船舶所有者が当該被保険者に係る保険料の半額を負担し、当該保険料及び当該被保険者の負担する保険料を納付する義務を負うものとされている。

[正解 H30年 9A]



□ 被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、例えば、平成29年10月1日に資格取得した被保険者が、平成30年3月30日に資格喪失した場合の被保険者期間は、平成29年10月から平成30年2月までの5カ月間であり、平成30年3月は被保険者期間には算入されない。なお、平成30年3月30日の資格喪失以後に被保険者の資格を取得していないものとする。

[正解 H30年 9B]



□ 保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、**その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者であれば、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の3親等内の親族は、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。**

[正解 H30年 9C]

[POINT]

労働者災害補償保険法・雇用保険法	国民年金法・厚生年金保険法
受給権者が死亡した場合、その者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがある場合	
死亡当時、その者と生計を同じくしていた下記の者が自己の名で、未支給の保険給付の支給を請求することができる。	
① 配偶者 ② 子 ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母 ⑥ 兄弟姉妹	① 配偶者 ② 子 ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母 ⑥ 兄弟姉妹 ⑦ <u>その他の3親等以内の親族</u>

● 労働者災害補償保険法

遺族（補償）年金	遺族（補償）年金以外
遺族（補償）年金を受けることができる 最先順位者	上記①～⑥

□ 実施機関は、必要があると認めるときは、障害等級に該当する程度の障害の状態にあることにより、年金たる保険給付の受給権を有し、又は厚生年金保険法第44条第1項の規定によりその者について加給年金額の加算が行われている子に対して、その指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。

[正解 H30年 9D]

①18歳年度末 及び ②20歳未満で障害等級1・2級に該当する障害の状態にある子

[POINT]

● 厚生年金保険法

	配偶者	子
老齢厚生年金	<ul style="list-style-type: none"> ● 加給年金額 ● 特別加算 ● 経過的加算 	● 加給年金額
障害厚生年金	● 加給年金額	×
遺族厚生年金	<ul style="list-style-type: none"> ● 中高齢寡婦加算 ● 経過的寡婦加算 	×

● 国民年金法

	配偶者	子
老齢基礎年金	● 振替加算	×
障害基礎年金	×	● 子の加算額
遺族基礎年金	×	×

□ 雇用保険法に基づく基本手当と60歳台前半の老齢厚生年金の調整は、当該老齢厚生年金の受給権者が、管轄公共職業安定所への求職の申込みを行うと、当該求職の申込みがあった月の翌月から当該老齢厚生年金が支給停止されるが、当該基本手当の受給期間中に失業の認定を受けなかったことにより、1日も当該基本手当の支給を受けなかった月が1カ月あった場合は、受給期間経過後又は受給資格に係る所定給付日数分の当該基本手当の支給を受け終わった後に、事後精算の仕組みによって直近の1カ月について当該老齢厚生年金の支給停止が解除される。

[誤り H30年 9E]

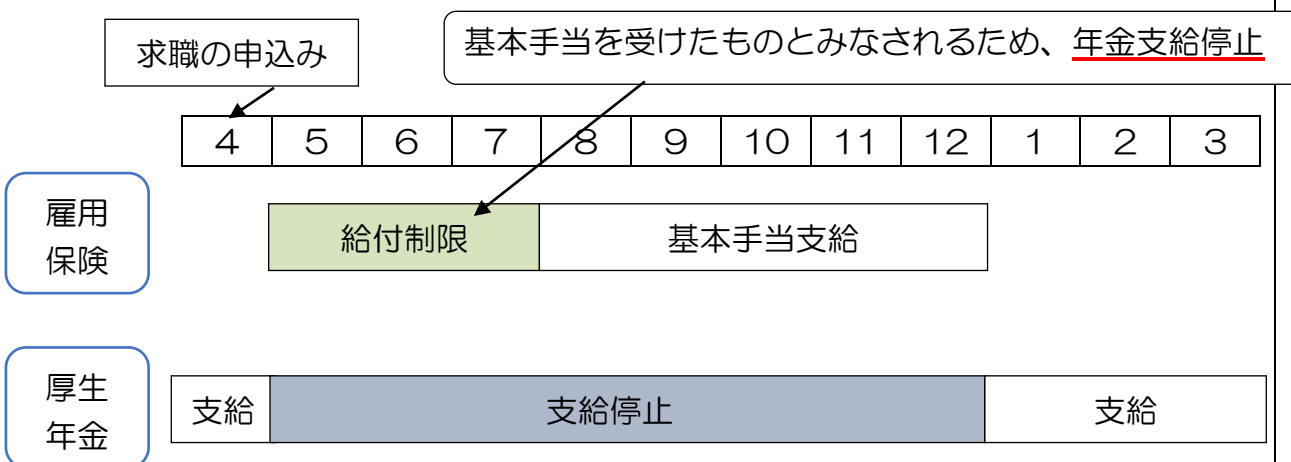
⇒「事後精算の仕組みには該当せず、支給停止は行われない。」

[POINT]「1日も当該基本手当の支給を受けなかった月が1カ月あった場合」が、キーワードになります。

設問の場合、「事後精算の仕組み」には該当せず、支給停止は行われません。

● 事後精算の仕組み

具体例（給付制限期間：3カ月 所定給付日数：150日の場合）



上記の支給停止期間だと実態に合わないので、事後精算の仕組みにより調整されます。

支給停止解除月数 = 8カ月 - 5カ月 (150日 ÷ 30日) = 3カ月

所定給付日数 (150日) 満了後に 直近の支給停止月の3カ月分の支給停止が解除



実務的には、自己都合で3月の給付制限がかかる場合、この3月間は、雇用保険からも年金からも給付がないため、基本手当の総額と年金との比較が必要になります。

(基本手当の額が低い場合は、基本手当を受給しない選択もあり得ます。)

□ 障害等級1級の障害厚生年金の受給権者（厚生年金保険法第58条第1項第4号に規定するいわゆる長期要件には該当しないものとする。）が死亡し、その者が2以上の被保険者の種別に係る被保険者であった期間を有していた場合、遺族厚生年金の額については、その死亡した者に係る2以上の被保険者の種別に係る被保険者であった期間を合算し、1の被保険者の種別に係る被保険者であった期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして額の計算をする。なお、それぞれの期間を合算しても300カ月に満たない場合は、300カ月として計算する。

[正解 H30年 10A]

[POINT]

短期要件に該当

障害等級1級の障害厚生年金の受給権者が死亡し、その者が2以上の被保険者の種別に係る被保険者であった期間を有していた場合

(具体例) サラリーマンと地方公務員の期間があった被保険者

設問では、**短期要件**の遺族厚生年金において、2以上の被保険者の種別に係る被保険者であった期間がある場合の額の計算方法に関する内容です。

(具体例)

第1号厚生年金被保険者期間：10年 第3号厚生年金被保険者期間：15年の場合

老齢厚生年金の計算	障害厚生年金の計算	遺族厚生年金の計算
それぞれの厚生年金被保険者期間ごとに計算	合算して計算	短期要件 と長期要件

日本年金機構から10年分、
地方公務員共済組合から15年分
をそれぞれ計算。

短期要件	長期要件
合算計算	それぞれ計算

初診日にサラリーマンで、そのほかに地方公務員の期間が15年あれば、初診日の実施機関である日本年金機構が地方公務員の15年分を合算して年金額を計算。

障害厚生年金と同様の計算
初診日を死亡日と読替えて
算定

- 問題文は、条文そのものからの出題です。
「法78条の32第1項」(遺族厚生年金の額の特例)

□ 第1号厚生年金被保険者期間と第2号厚生年金被保険者期間を有する者に係る老齢厚生年金について、支給繰下げの申出を行う場合、第1号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の申出と、第2号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の申出を同時に行わなければならない。

[正解 H30年 10B]

[POINT] 第1号厚生年金被保険者期間（サラリーマン）が10年、第2号厚生年金被保険者期間（公務員）が30年ある場合、老齢厚生年金は、それぞれの実施機関が裁定し支払いを行います。

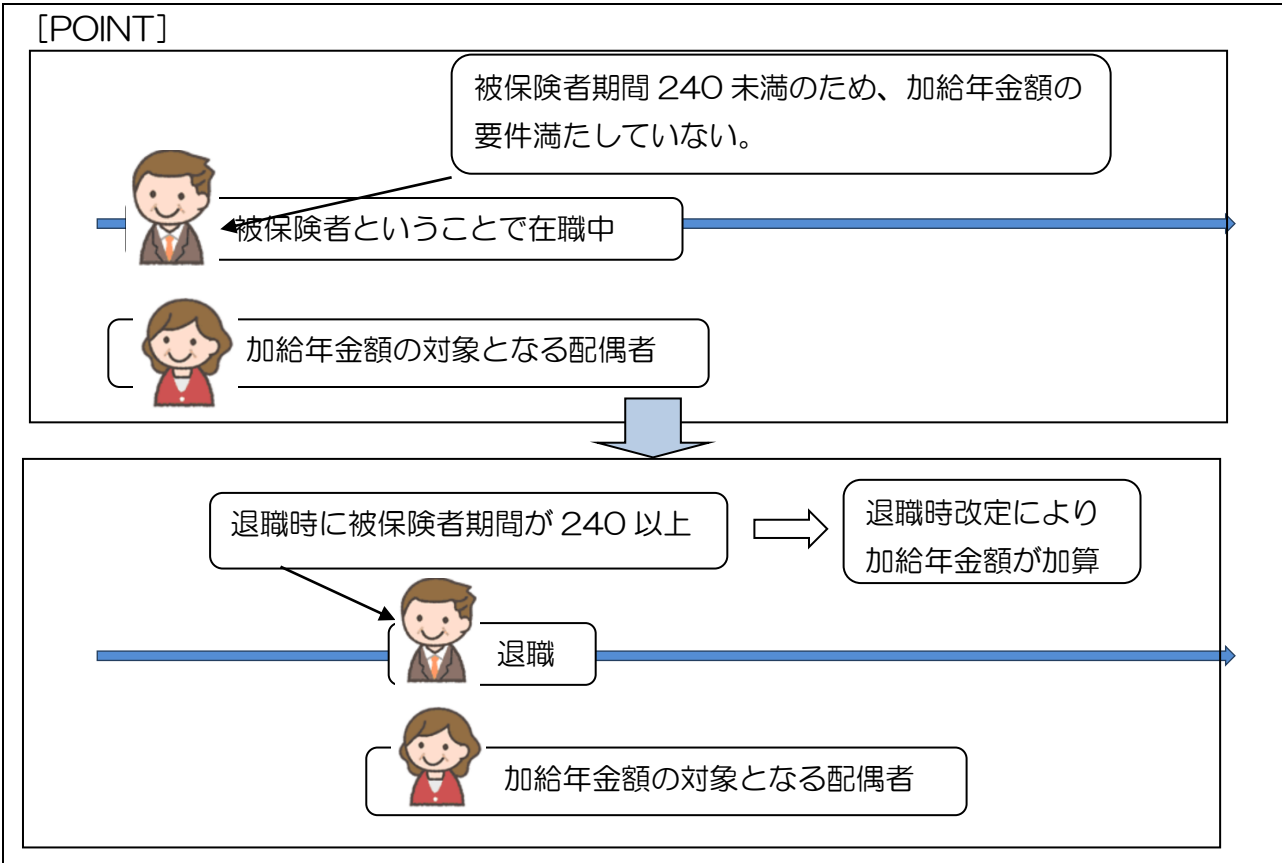
合わせて、老齢厚生年金の繰下げの申出をする場合は、それぞれの実施機関に、同時に申出を行う必要があります。

（繰り上げの場合も同様で、それぞれの機関に繰り上げの請求を同時に行います。）

□ 被保険者である老齢厚生年金の受給権者は、その受給権を取得した当時、加給年金額の対象となる配偶者がいたが、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240未満であったため加給年金額が加算されなかった。その後、被保険者資格を喪失した際に、被保険者期間の月数が240以上になり、当該240以上となるに至った当時、加給年金額の対象となる配偶者がいたとしても、当該老齢厚生年金の受給権を取得した当時における被保険者期間が240未満であるため、加給年金額が加算されることはない。

[誤り H30年 10C]

⇒「加給年金額の対象となる配偶者がいる場合、加給年金額が加算されることがある。」



● 被保険者資格を喪失した際に、被保険者期間の月数が 240 以上になり、当該 240 以上となるに至った当時、加給年金額の対象となる配偶者がいた場合には、加給年金額が加算されることがあります。

□ 実施機関は、被保険者の資格を取得した者について、日、時間、出来高又は請負によって報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した月前1カ月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額を報酬月額として、その者の標準報酬月額を決定する。当該標準報酬月額は、被保険者の資格を取得した月からその年の8月（6月1日から12月31日までの間に被保険者の資格を取得した者については、翌年の8月）までの各月の標準報酬月額とする。

[正解 H30年 10D]

[POINT] 健康保険法の資格取得時決定と同様です。

日、時間、出来高又は請負によって報酬が定められる場合



被保険者の資格を取得した月前1カ月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額

後半の論点は、決定された標準報酬月額の有効期間に関する内容です。

1月1日～5月31日	6月1日～12月31日
その年の8月まで	翌年の8月まで

□ 第1号厚生年金被保険者に対して通貨をもって報酬を支払う場合において、事業主が被保険者の負担すべき保険料を報酬から控除したときは、保険料の控除に関する計算書を作成し、その控除額を被保険者に通知しなければならない。

[正解 H30年 10E]

[POINT] 「保険料の控除に関する計算書を作成し、その控除額を被保険者に通知」ということで、通常、給与明細になります。